

企画関係事務事業の取扱い(その1)について

企画関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 企画関係事務事業の取扱い
<p>1. 広報・広聴に関すること</p> <p>(1) 広報紙について 広報紙は月一回発行し、全戸配布する。 広報紙の名称は合併時に新町名を参考に決定する。</p> <p>(2) 広聴については、村岡町及び香住町で行っている取り組みをもとに合併後に再編する。</p> <p>(3) 行政放送については、既存の設備を利用して現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 地域情報化対策に関すること</p> <p>(1) ホームページについては、新町発足時に立ち上げる。</p> <p>(2) 地域情報化計画については、合併後の住民生活の利便性向上、難視聴地域解消、情報格差の是正、行財政運営の効率化を図るため、合併後に速やかに策定する。</p> <p>3. 交通対策に関すること</p> <p>(1) 美方町域及び香住町域の自主運行バスの既存路線については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。村岡町域については現行の福祉タクシー制度を含めて合併後に検討する。</p> <p>(2) 村岡町地方バス路線維持対策事業(町単) 及び香住町地方バス維持確保対策事業(町単)については、補助制度を現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(3) 鉄道・空港利用促進事業について 3町での取り組みを基に新町においてもJRの利用促進を図る。 但馬空港利用に係る助成内容と利用促進事業については、合併時に再編する。</p> <p>4. 若者定住対策に関すること 若者定住対策については、若者定住奨励金制度と空き家情報提供の現行制度を見直し、合併後に再編する。</p>		